

# 令和8年度岡山県動物愛護センター清掃業務委託仕様書

## 1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称 岡山県動物愛護センター
- (2) 所在地 岡山市北区御津伊田2750番地

## 2 委託業務日時

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を休日とし、それ以外の日は平日として次の取り扱いをする。

### (1) 日常清掃

- ア 午前8時30分から午後5時15分までの間に実施すること。
- イ 委託者が管理運営上必要と認めるときは、休日に業務を命ずることができる。

### (2) 定期清掃

- ア 午前8時30分から午後5時15分までの間に実施すること。
- イ 委託者受託者双方協議の上、業務に支障をきたさないと認めるときは、日常清掃を行う時間帯及び休日に行うことができる。

## 3 清掃の範囲及び頻度 別紙1～5

### (1) 屋内

#### ア 日常清掃

##### (ア) 管理棟

- a 会議室、資料室、更衣室その他指示のあった部屋は、指示に基づいて実施する。
- b aに掲げる部屋以外の部屋は、原則として、平日は毎日実施する。

##### (イ) 愛護館

- a 研修室、倉庫、書庫、準備室その他指示のあった部屋は、指示に基づいて実施する。
- b aに掲げる部屋以外の部屋は、原則として、火曜日及び年末年始を除き週5日実施する。

##### (ウ) 保護棟

玄関、事務室、トイレその他指示のあった場所は、平日は毎日実施する。

##### (エ) 屋外トイレ棟は、年末年始を除く毎日実施する。

#### イ 定期清掃

年1回実施する。

##### (ア) 管理棟（全室）

##### (イ) 愛護館（全室）

##### (ウ) 保護棟（事務室及び玄関）

## (2) 屋外

### ア 日常清掃

必要に応じて実施する。

- (ア) センターの正面入口の門付近から管理棟、愛護館、保護棟及び車庫棟の周辺
- (イ) ふれあい飼育棟、ふれあいサークル及び屋外トイレ棟の周辺
- (ウ) 第一駐車場及びその周辺
- (エ) 園内通路
- (オ) ふれあいステージ及びその周辺
- (カ) 中央広場、北広場、南広場、花木広場及びその周辺
- (キ) その他指示のあった場所

### イ 定期清掃

年1回、岡山県動物愛護フェスティバル前に実施する。

- (ア) 中央広場のステージ
- (イ) 管理棟のスロープ、階段
- (ウ) 管理棟及び愛護館

## 4 委託業務の内容

### (1) 日常清掃

#### ア 屋内

- (ア) ほうき、化学処理モップ及び真空掃除機による床清掃
- (イ) ゴミ箱の処理並びに容器の清掃
- (ウ) 金属部分、手すり及びスイッチ周りの手あかの除去
- (エ) フロアーマット、壁面、天井、扉及び窓台の清掃
- ※ ゴミ箱（ゴミ収集）、金属部分（除じん）、扉・便所隔て（ふき）、洗面台（ふき）、鏡（ふき）、衛生陶器（ふき）、衛生消耗品（補充）、汚物容器（汚物収集）、流し台（洗浄）、壁・扉・操作盤（部分ふき）、扉溝（除じん）及び手すり（ふき）を含む。

#### イ 屋外

ゴミ（動物のふん等を含む。）拾い、落ち葉拾い、その他必要により草取りなど

### (2) 定期清掃

#### ア 屋内

ワックスがけ（3で示した範囲のうち、ワックスがけに適さない場所を除く全室。ワックスがけに適さない場所は、別の方法とする。）

#### イ 屋外

- (ア) 高圧洗浄機による洗浄（3（2）イ（ア）及び（イ）で示す範囲）
- (イ) 自動ドア、窓ガラスの拭き掃除（3 イ（ウ）で示す範囲）

### (3) ゴミ（廃棄物を含む。）の処理

ア 各棟（部屋）、広場等のゴミをその性状・属性に応じて分別し、ゴミ袋に入れ

ること。

イ アにより分別したゴミについては、委託者の指定する場所へ運び込むこと。

ウ 落ち葉など自然にかえるものについては、樹木林へ運搬すること。（動物愛護センター職員の指示を受けること。）

## 5 作業主任者及び作業員

### (1) 作業主任者

ア 受託者は、作業主任者を1名選任すること。

イ 作業主任者は、作業全般の統括及び作業員の指揮監督を行い、委託業務の円滑な実施を図ること。

ウ 作業主任者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「ビル管理法施行規則」という。）第25条に規定する、建築物の清掃に関し厚生労働大臣の定める資格を有し、厚生労働大臣の指示する建築物の衛生的環境の維持管理に関する講習の課程を修了し、及びその修了証書が有効なものであること。

エ 作業主任者は、委託業務の遂行に関し必要な事項について、委託者との連絡、調整等を行うこと。

オ 受託者が作業主任者を選任したときは、委託者に作業主任者選任届を提出し承認を受けること。作業主任者を変更した場合も、同様とする。

### (2) 作業員

ア 受託者は、2名以上の作業員を常駐させること。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に出勤する作業員のために日程調整を要する場合その他委託者の承諾を得た場合は減員させることができる。

イ 委託業務に従事する作業員は、心身共に健康な者をもって充てること。

ウ 作業員は、ビル管理法施行規則第25条に規定する厚生労働大臣の定める研修を修了していること。

エ 受託者は、作業員名簿を委託者に提出し承認を受けること。作業員に変更が生じた場合も、同様とする。

### (3) 作業員の研修等

作業員の資質の向上を図るため、受託者の責任において、研修、訓練等を随時実施すること。

### (4) 委託業務に使用する材料、機械、器具等

委託業務に使用する材料、機械、器具等については、受託者の責任において整備し、委託者の指定する場所に保管すること。

## 6 費用の負担

(1) 清掃道具、清掃のための洗剤等は、受託者の負担において用意すること。

(2) 委託者が作業の実施状況の不備を発見し、受託者に対し作業の手直しを命じた場

合に係る費用については、受託者が負担すること。

- (3) ゴミ袋、トイレトペーパー、消臭剤、水石鹼等については、受託者からの報告に基づき、委託者が整備する。

## 7 検査等

委託者は、その必要に応じ、受託者の委託業務の実施状況について検査し、不備な箇所を発見したときは、手直しを命ずることができる。

## 8 業務の再委託

- (1) 受託者は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、委託者の承認を得た場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

## 9 留意事項

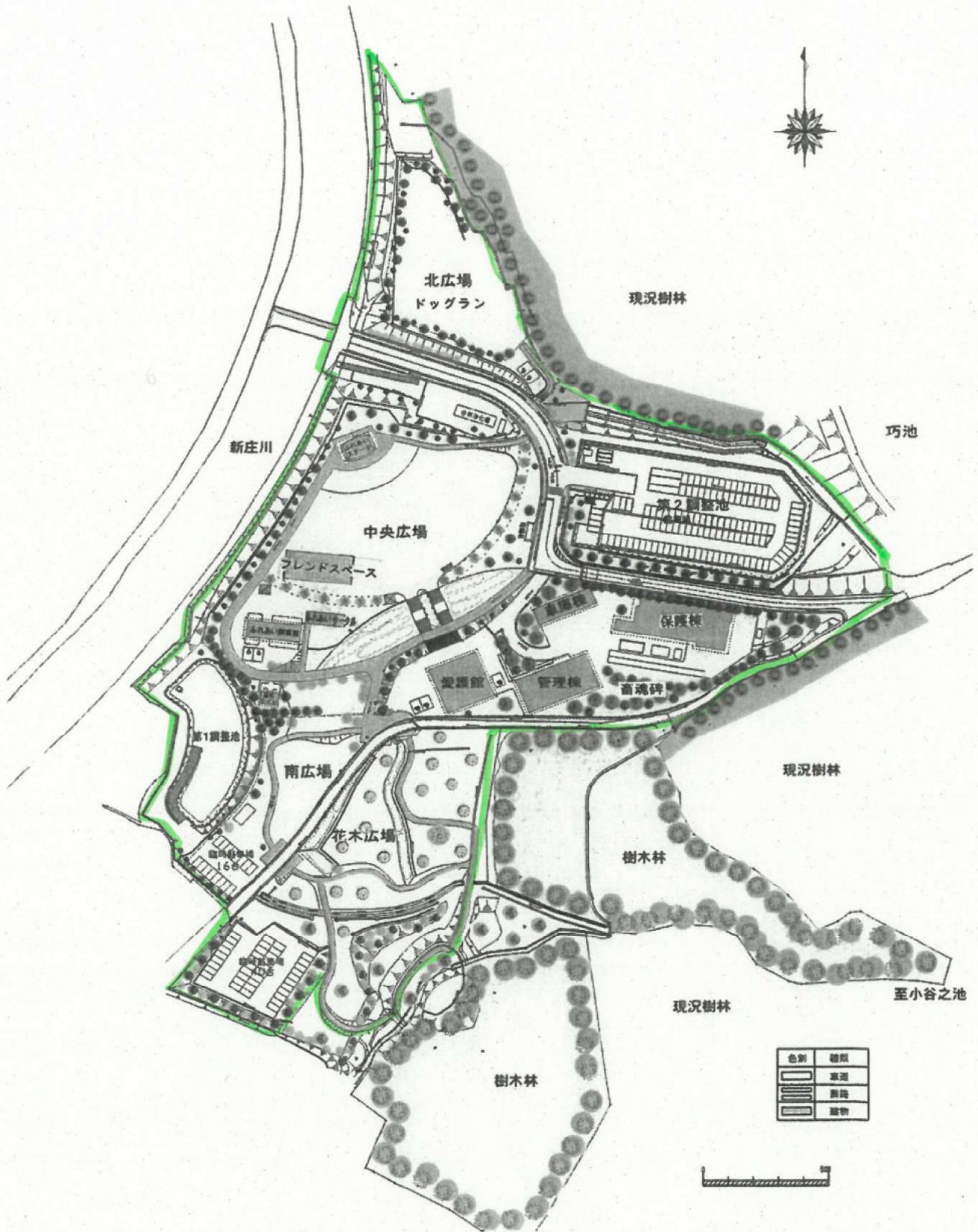
- (1) 作業に際しては、動物愛護センターの運営に支障をきたさないよう十分配慮すること。
- (2) 作業員の安全・衛生管理基準は、労働関係法規に定める基準によること。
- (3) 常に動物愛護センターの快適な衛生関係を保持するため巡回清掃を実施するなど、細心の配慮に基づく清掃を行うこと。
- (4) 建物、施設等の各材質の特性を十分把握・検討の上、最適の清掃方法を採用すること。
- (5) 委託業務の必要上、借用した鍵は、慎重に取り扱い、業務終了後は速やかに返却すること。
- (6) 火気及び衛生に十分配慮すること。
- (7) ガソリン、ベンゼン等引火性物質を使用しないこと。
- (8) 水の使用に際しては、コンセント、事務機器等の保全に十分配慮すること。
- (9) 作業のため机その他の備品を移動する場合は、損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、作業終了後は、元の位置に戻すこと。
- (10) 水道及び電力の使用については必要最小限にとどめ、特に照明を使用した場合は、作業終了後速やかに消灯すること。

## 10 報告等

受託者は、委託者からの指示があった場合のほか、日常清掃及び定期清掃の実施状況を明らかに記載した報告書を作成し、適宜、委託者に報告し、承認を受けること。

## 11 その他

この仕様書に記載されていない事項及び委託業務遂行中に生じた疑義については、委託者及び受託者の双方協議の上決定し、誠実にこれを行うこととする。



仕様書区分		面積 (㎡)	備考
(1) 屋内	ア 管理棟	446	内便所16㎡
	イ 愛護館	404	内便所33㎡
	ウ 保護棟	61	内便所43㎡
	エ 屋外トイレ棟	34	
	(小計)	945	
(2) 屋外	ア センターの正面入口の門付近 から管理棟、愛護館、保護棟 及び車庫棟の周辺	1,885	
	イ ふれあい飼育棟、ふれあい サークル及び屋外トイレ棟の 周辺	1,643	
	ウ 第一駐車場及びその周辺	3,420	
	エ 園内通路	2,155	
	オ ふれあいステージ及びその周 辺	290	
	カ 中央広場、北広場、南広場、 花木広場及びその周辺	11,283	
	キ その他指示のあった場所		
(小計)	20,676	内定期清掃 (建物周 囲、ゴミ置場周辺)	
合計		21,621	



北広場  
ドッグラン

現況樹林

新庄川

巧池

中央広場

フレンドスペース

保蔵棟

第1調整池

南広場

愛蔵館

管理棟

畜魂碑

現況樹林

花木広場

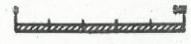
樹木林

至小谷之池

現況樹林

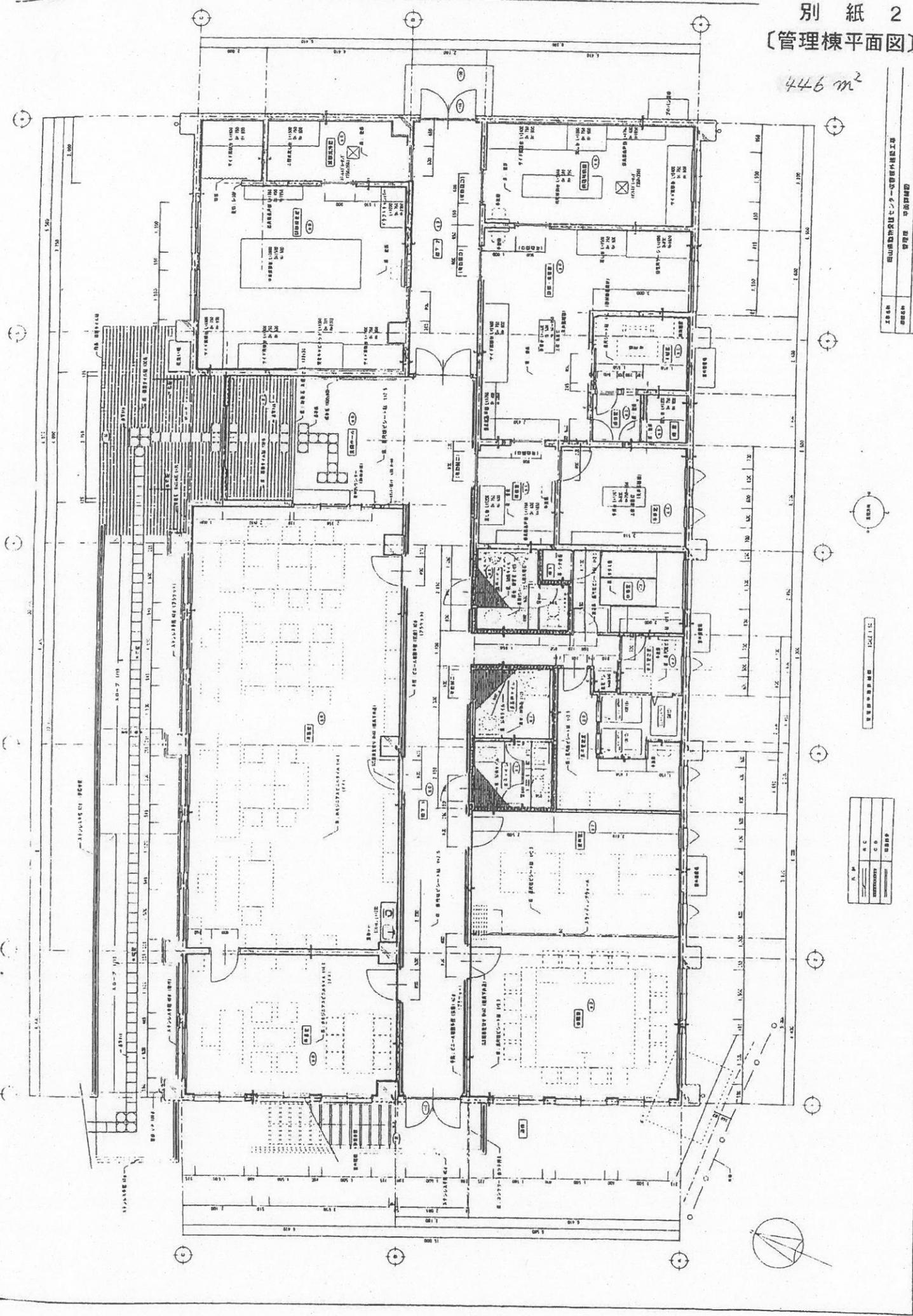
樹木林

色別	種類
	草場
	園路
	建物



別紙 2  
 (管理棟平面図)

446 m<sup>2</sup>



設計者 中島建設株式会社  
 監理者 中山建設株式会社  
 工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇

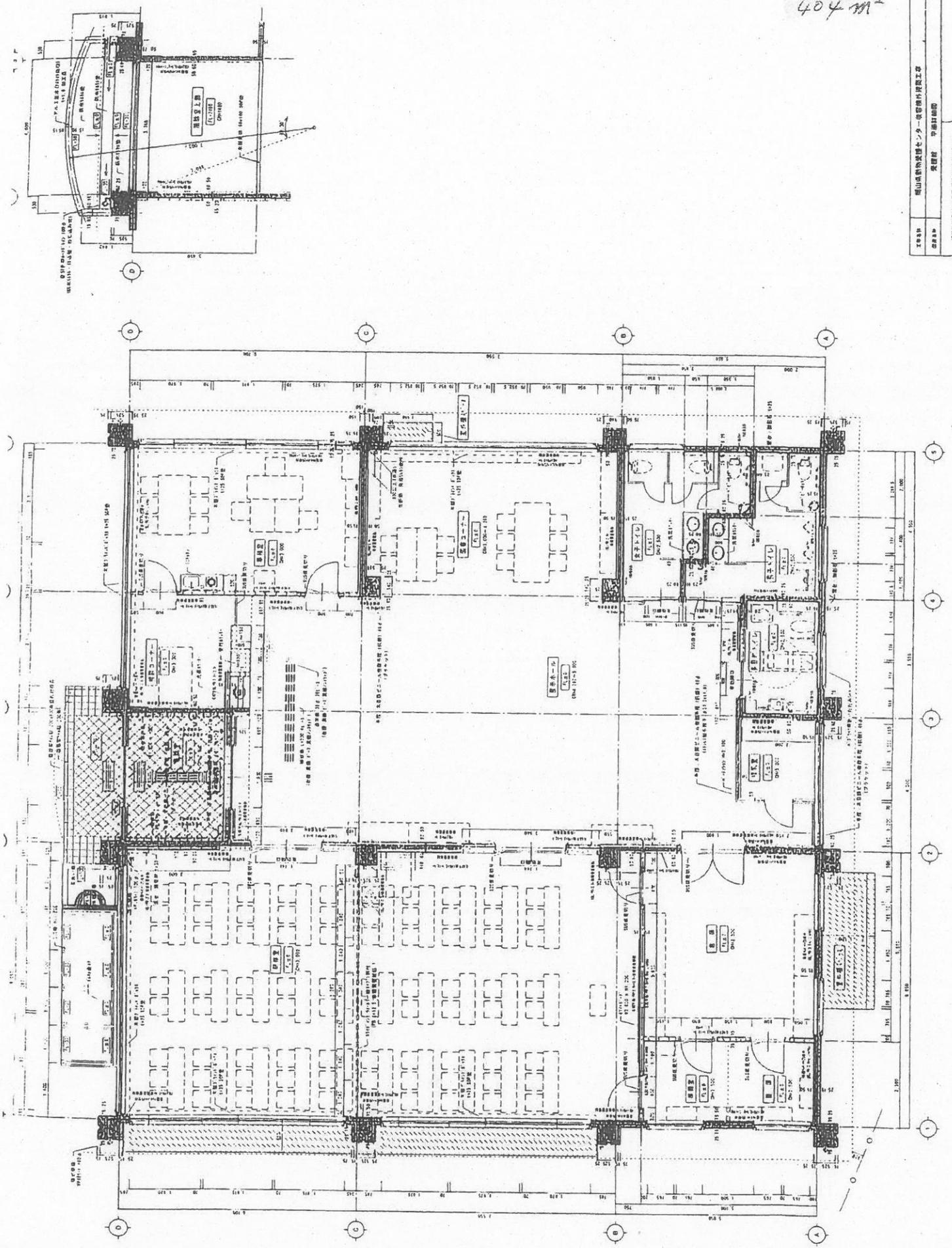


1:100  
 縮尺

446 m <sup>2</sup>	面積
1:100	縮尺
1/100	縮尺
1/100	縮尺

別紙 3  
〔愛護館平面図〕

404 m<sup>2</sup>



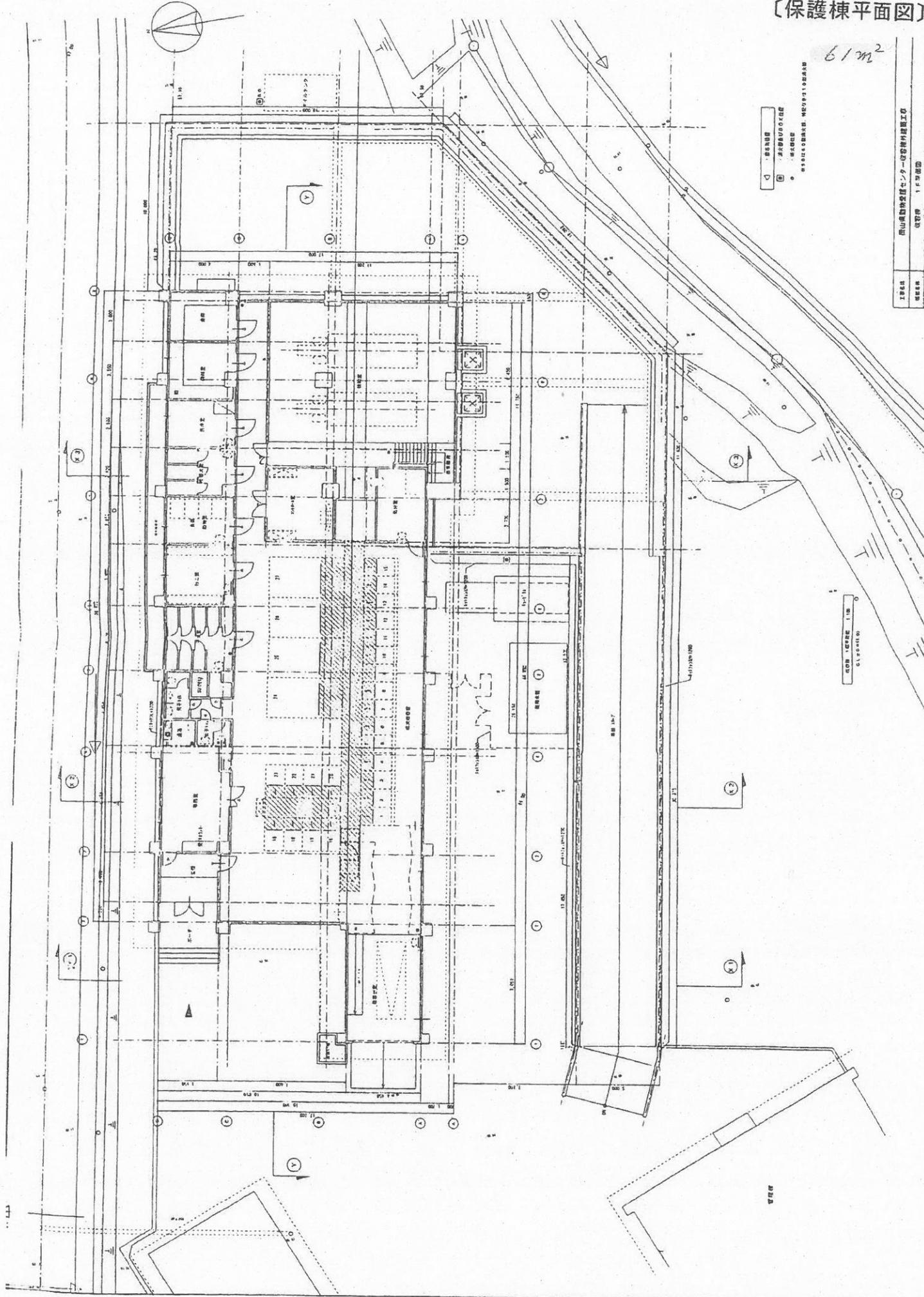
岡山県社会福祉センター建設株式会社  
愛護館 平面図  
建設部 建築課

別紙 4  
 [保護棟平面図]

61m<sup>2</sup>

- 設備位置
- 設備設置位置
- 設備設置位置
- ◎ 設備設置位置

工事名称	西山運動公園センター改修工事
図面名称	1F平面図
作成者	建築士事務所



縮尺 1/100  
 1:100

別紙 5  
〔屋外トイレ棟平面図〕

34 m<sup>2</sup>

